

令和4年度の所得(課税)証明書の発行開始日について

令和4年度の所得証明書、課税証明書、所得・課税証明書は、5月26日(木)から発行を開始します。また、コンビニでも所得証明書、課税証明書、所得・課税証明書が取得できます。全国のコンビニ内の複合コピー機にマイナンバーカードをかざして暗証番号を入力し操作すると、所得証明書、課税証明書、所得・課税証明書を発行することができます。利用可能時間は、午前6時半～午後11時(12月29日から1月3日および証明書発行システムのメンテナンス時間を除く)となります。

●利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどのマルチコピー機(キオスク端末)のある店舗

●取得できる方

- ・マイナンバーカードを持っている方
- ・令和4年1月1日時点で申間市に住民登録があり、現在も申間市に住所がある方

●取得できる証明書は、最新の年度分に限ります

収入が無い方、収入が遺族年金・障害年金のみの方など申告をされていない方は、事前に申告をしてください。

☎ 税務課・市民税係 ☎72-1112
・管理係 ☎72-1115



エコの日

「エコの日」は、1997年京都市で行われた第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された国際条約「京都議定書」の発効日である2月16日にちなんで、京都市が毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」と定めたことにより、一般化したものです。「DO YOU KYOTO?」は「環境にいいことしていますか」という意味の合言葉で、世界中で使われるようになりました。

毎月16日の「エコの日」には市民や事業者、行政がさまざまな取り組みを行い、二酸化炭素の排出や地球温暖化防止を考え「環境にいい取り組み」を実践するように呼びかけが行われています。

皆さんも毎月16日には地球にやさしく「環境にいい取り組み」を実践しましょう。

☎ 市民生活課生活環境係 ☎72-1356

インターネットのマナーとルール

インターネットは便利だけど、危険もいっぱいです

1 お子さんの進学、進級に伴い、新しくスマートフォンを購入されたご家庭があるかと思いますが、今一度、安全に使えているかチェックしてみましょう。

- (1) 児童・生徒の皆さま
- 利用時間や場所を決めている。
 - 親に内容を見られても大丈夫だ。
 - 勉強中や食事中にスマホは触らない。
 - 個人情報や他人の悪口は書き込んでいない。
 - ながらスマホはしていない。



- (2) 保護者の皆さま
- スマホの使い方やルールを子どもと話し合っている。
 - フィルタリングを設定し、セキュリティ対策ソフトを導入している。
 - 子どものスマホの暗証番号を把握している。
 - 定期的にスマホの利用状況を把握している。
 - ルールを守れないときは、スマホの使用を制限することができる。

2 インターネットの世界には、青少年に悪影響を及ぼしたり、犯罪に巻き込まれるおそれのある違法・有害情報が氾濫しています。

- (1) 家族でのルールを作る
親子で話し合い、子どもの成長過程に合わせてルールを決めましょう。
- (2) 「フィルタリング」の活用
市販ソフトや契約先の会社が提供しているものを利用する。

●警察庁インターネット

安全・安心相談

<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>



●宮崎県警察

サイバー犯罪相談窓口

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/police/>



消防団 しょうぼうだんつうしん 通信



■都井分団第2部 河野恭祐

私が消防団に入団したのは平成31年度でした。入団した理由としては、父や地域の方々が消防団に所属しており、子どものころから団員の皆さんが活動する姿を近くで見っていたので、私も地域のために何か役に立ちたいという思いがあったからです。私は入団する前、消防団の主な活動は、火事が出た際の消火活動だと思っていましたが、入団後の活動を通じて改めてその役割を理解することができました。それは入団後の令和元年11月、都井地区立宇津緑地公園で実施された、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練のときのことで、私は消防団員ではなく市民として訓練に参加していました。

そこでは、都井分団の団員の方々が専門機関のサポートや物資の受け取り、傷病者の搬送などの訓練に参加しており、迅速で機敏な行動をされているのを見て、消防団の活動は消火活動(訓練)のみならず、地震や風水害などの大規模災害時の救助救出活動、避難誘導も重要な役割なのだということが分かりました。

現在、コロナ禍の中で訓練ができない状況が続いていますが、平常時においても巡回広報、地域に密着した活動を継続して行い、育てていただいた地域に貢献し、地域に住み続ける方々が、これからも安心して暮らせるまちを守れるよう日々まい進していきたいと思っております。

☎ 申間市消防本部 ☎72-4151



📅 5月、6月の日曜給油店

月/日	給油店名
5/1	酒井申間店・井手都井店
5/8	津曲北方店・井手都井店
5/15	片平本町店・井手都井店
5/22	三協西小路店・井手都井店
5/29	井手産商申間店・井手都井店
6/5	酒井申間店・井手都井店
6/12	津曲北方店・井手都井店
6/19	片平本町店・井手都井店
6/26	三協西小路店・井手都井店

🏠 5月、6月の休日在宅医

月/日	医療機関	診療科	電話番号
5/1	のだ小児科医院	小児科・アレ	71-1112
5/3	とめのファミリークリニック	内科・小児科	76-1425
5/4	はなぶさ消化器・内視鏡クリニック	内・消化器内科・内視鏡内科	74-1187
5/5	いいな内科・循環器科	内・循・呼	71-1711
5/8	岡村クリニック	整形外科	72-7710
5/15	のだ小児科医院	小児科・アレ	71-1112
5/22	ゆうゆうの森クリニック	内科	55-9111
5/29	申間中央クリニック	内科・小児科	27-3181
6/5	県南病院	神・精・内科	72-0224
6/12	吾社クリニック	内科	71-3411
6/19	とめのファミリークリニック	内科・小児科	76-1425
6/26	はなぶさ消化器・内視鏡クリニック	内・消化器内科・内視鏡内科	74-1187

*休日在宅医は変更になる場合があります。受診する前に医療機関もしくはテレフォンサービス(☎23-9999)にて必ずご確認ください。

人口のうごき(令和4年4月1日現在)

人口 16,256人(前月比-115人)
[男性 7,624人 女性 8,632人] 世帯数 7,083世帯
※令和2年国勢調査からの推計人口です。